

税務訴訟資料 第272号(順号13660)

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和4年1月14日不受理・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年6月30日判決、本資料271号-81・順号13583)

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和2年12月10日判決、本資料270号-133・順号13493)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	杉浦 恵一
相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	金光 晴香

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年1月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 草野 耕一

裁判官 菅野 博之

裁判官 三浦 守

裁判官 岡村 和美